

戦後、わが国の安全保障や防衛問題を考える際に、いつも議論的となってきたのが「憲法と自衛隊」の関係でした。今では、「憲法改正」が現実の政治課題として浮上してきましたが、改めて「憲法と自衛隊」について、その論点を整理して紹介しますので、一緒に考えてみましょう。

「日本国憲法」の制定経緯

「日本国憲法」は、昭和21(1946)年11月3日に公布され、翌22(1947)年5月3日から施行された(この日が「憲法記念日」として国民の休日となっている)。

まず制定経緯を簡単に紹介する。

昭和20(1945)年8月の終戦以来日本は、連合軍の占領下にあり、その司令部はGHQと呼ばれ、司令官はマッカーサーだった。

同年10月、マッカーサーは、当時の「大日本帝国憲法」(明治22年制定)を改正し、民主的な憲法を作るよう日本政府に示唆した。

すでに国内では憲法改正が、マスコミや有識者の間で議論されていた。しかし、政府は終戦直後の食糧難等の対策に追われていて憲法どころではなかったのだが、これを受けて政府内に「憲法問題調査委員会」を設置し、憲法草案の策定作業を始めた。

翌21(1945)年2月、毎日新聞のスクープがあり、マッカーサーは、日本側が作成している試案が「あまりに保守的、現状維持的なものに過ぎない」と批判されていることを知り、GHQに作成させた新憲法の草案(約1週間で作成したといわれている)を政府に手交した。驚いた政府は、英文の草案を日本語に翻訳する一方で、一部独自に修正して「日本国憲法」草案を完成させた。その後、帝国議会の審議で一部修正の上、可決され、公布されたのである。

こうしてでき上がった憲法は、格調高い文章ではあるものの、英語を直訳したこともあって、一般には難解な文章となっている。

日本が主権を回復して独立したのは、新憲法公布から6年後で「サンフランシスコ講和条約」が発効した昭和27(1952)年4月28日のことだった。

「日本国憲法」の『平和主義』

次に、「日本国憲法」の内容に触れてみよう。「日本国憲法」の3大原則は「**基本的人権の尊重**」「**国民主権**」「**平和主義**」であるが、「平和主義」に絞って少し説明する。

憲法の条文から具体的に「**平和主義**」を読み取れるのは、右枠に示したように、憲法の「**前文**」、特に「**平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した**」の部分と有名な**第9条**である。

「平和主義」には、「戦前の日本の軍国主義こそが諸悪の根源であるとし、それを排除しようとした米国の思惑が絡んでいるとも解釈されているが、当時、わが国を取り巻く情勢がどうなっていたのかを考えてみよう。

当然ながら、自衛隊はまだ影も形もない。また、戦勝国の間では、再び戦争の惨禍をくり返さないよう、5大国を中心とする「国際連合」が昭和20(1945)年4月に成立していて、憲法改正を審議した帝国議会では、日本も独立後は国際連合に加盟し、国の安全は、その力に頼ることができるという議論もなされていた。

しかし、国際社会は、新憲法施行の頃には早くも米国と当時のソ連の間で「東西冷戦」の兆しが現れ始めていた。

いつの時代も未来は不確定である。制定されてわずか数年後に、憲法制定時には予想していなかったと思われる事象が次々に起こる。

昭和23(1948)年、朝鮮半島では南北に分かれていた朝鮮半島が、韓国と北朝鮮として、それぞれ独立を宣言。昭和25(1950)年6月には「朝鮮戦争」が勃発し、昭和28(1953)年7月の休戦まで熱い戦いが続く。

中国大陸の内戦は、共産党の人民解放軍が勝利し、昭和24(1949)年、蒋介石が率いる中華民国政府は台湾に逃れ、同年、現在の中華人民共和国が成立する。

国内では、昭和25(1950)年8月「朝鮮戦争」を契機に、マッカーサーの指示で、日本の治安維持を目的に陸上自衛隊の前身「警察予備隊」が創設される。その後、「警察予備隊」は「保安隊」を経て「自衛隊」に生まれ変わる。また、「サンフランシスコ講和条約」と同時に「日米安全保障条約」が締結され、昭和35(1960)年の大規模改正を経て今日に至っている。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。

第二章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦權は、これを認めない。

日本国憲法「前文」(抜粋)と第9条

注・文中の傍線は編集上追加したものである。

自衛隊は違憲か合憲か

現在のわが国を取り巻く情勢が、憲法制定時と全く違うことは説明するまでもないが、長い間、「自衛隊」が「日本国憲法」(特に「第9条」)に照らして合憲か違憲か、について議論されてきた。

上枠のように、「第9条」は2つの項目から成り立っている。

第1項は、「戦争」と「武力による威嚇」又は「武力の行使」を「国際紛争を解決する手段」としては「永久に放棄」するとし、第2項は、前項の目的を達するため、「陸海空軍その他の戦力は保持しない」「國の交戦權は認めない」としている。

憲法で戦争や武力による威嚇を否定しているのは日本だけではない。

このような平和主義条項を掲げている国は約150カ国(全体の82%)もあるといわれている。

第1項の解釈の論点の代表例は、国連憲章第51条でも認められている「集団的自衛権」である。これまで政府は、「国家である以上、集団的自衛権は保持しているが、『他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする集団的自衛権の行使』は、憲法で認められる必要最小限度の『武力の行使』を超えるもので行使

できない」、つまり「保持しているが行使できない」との立場を採用してきた。

平成27(2015)年の平和安全法制のいわゆる存立危機事態は、わが国の安全を守るもので、この原則を改めたものではない。

問題は、第2項の「戦力の不保持」「交戦権は認めない」という記述である。これは、**日本以外ほとんど例をみない特異性を有している。**

これに対して政府は、**第1項の「戦争の放棄」には「自衛権までは放棄していないので、その手段として自衛戦争(武力行使)はあり得る」として、「国際紛争を解決する手段としては戦力不保持だが、自衛権を行使するための必要最小限度の実力しか持たない自衛隊は、第2項でいう『陸海空軍その他の戦力』に該当せず、合憲である」と解釈してきた。**

ここでキーワードとなるのは、「自衛権を行使するための必要最小限度」である。この「限度」を超えると、第9条第2項で禁止する戦力になってしまう。よって、「能力上専ら他国の国土を壊滅的に破壊するために用いられる兵器、例えば、ICBM(大陸間弾道ミサイル)、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母のようなものは、自衛権の範囲を超えるので保有することは許されない」と解している。同様に、武力行使の目的をもって武装した部隊の「海外派兵」についても、「自衛のために必要最小限度の実力行使を超える」とされ、禁じられている。

第2項では「交戦権」も否定されているが、政府は、ここで否定されているのは「戦争をする権利」ではなく、「(相手国領土の占領など)交戦国が普通持っている権利」と考えており、「**自衛権の行使として必要最小限度の相手国兵力の殺傷および破壊等を行うことは、『交戦権』の行使とは別の観念のものである**」と解している。

もう一つの論点は、「**自衛隊**」の国際法上の位置づけである。政府は「自衛隊は、憲法上、必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の厳しい制約を課せられており、通常の観念で考えられる『軍隊』ではないが、国際法上は『軍隊』として取り扱われており、自衛官は『軍隊』の構成員に該当する」としている。

つまり、「**自衛隊は国際法上軍隊**」として扱われており、自衛官にはジュネーブ諸条約が適用され、捕らわれた場合はジュネーブ条約上捕虜として扱われることになる。ただし、憲法の制約の中ででき上がった法律を遵守しなければならず、通常の観念という軍隊とは異なるものと考えられている。

国際的には「軍隊」、国内的には「自衛隊」と呼称する複雑な二重の扱いになっている。

これら「一連の政府の解釈は詭弁のように聞こえることも否定できない」との指摘もあって、**自衛隊の憲法上の解釈を巡ってはどうしても合憲か違憲かに二分され、今日まで幾度となく論争が繰り返されてきた。**

政府の解釈に関する判断について、**裁判所**は「高度な政治問題(統治行為)なので、裁判になじまない」としている。

昭和48年(1973)年、「長沼ナイキ基地控訴」が裁判で争われた際、1審の札幌地裁では「違憲」と判断したものを、2審の札幌高裁では「**自衛隊の存在は高度に政治的な問題であり、一見きわめて明白に違憲といえない場合は、裁判所が判断するものではない**」と統治行為論に添った判断をした。最高裁は、憲法につ

いての判断を示さず上告を棄却した。

その一方で、最近(平成27年:朝日新聞)のアンケート調査では、今なお、**憲法学者の6割強が「自衛隊は違憲」と**の立場をとっている。ただし、違憲とする理由については、①憲法が自衛戦争を含めてあらゆる武力行使を禁じている、②自衛戦争は認められているが、戦力の保持を禁じている、③自衛戦争のための実力は持っているが、自衛隊はそれを超えている、など大きく3つの流派に分かれているようである。

最大の問題は、**国家の存在意義そのものともいうべき、国の防衛や国民の生命・財産を守ること、その担い手である自衛隊について、国家の最高法規である憲法に解釈が二分されるような表現で記述されたまま放置されていること**にあらう。

このことは、「**わが国が戦後、国の防衛について真剣に考えてこなかった**」ことを意味している、との意見もある。その結果として、「憲法が抑止力」「憲法があるから戦争は起きない」と信じて疑わない人が依然としてかなり存在するように、国民の思考を停止させてしまった。「日本国憲法」を遵守しなければならないのは日本国民のみであり、国際的に憲法それ自体が抑止力になるとは到底考えられないのである。

教育の現場においても、いまだに「自衛隊は憲法違反」であるかのような偏向した、あるいは自衛隊を差別した教科書で子供達の教育を行っている学校もあるとのこと、このままでは自衛隊員やその家族はもちろん、全ての国民にとって利益を損なうことが危惧される。

■「憲法改正」に向けて

災害派遣や国際活動において自衛隊が目覚ましい活動を繰り返したこともあって、最近でこそ自衛隊員が「憲法違反」とか「税金泥棒」との罵声を浴びせられることは少なくなった。しかし、厳しさを増す情勢の中、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の遂行に務め、もって国民の負託にこたえ」と宣誓して、ひたすら任務に邁進する自衛隊員の誇りや気概を考えると、これから先、自衛隊の憲法上の位置づけを現状のまま放置するわけにはいかない。

こうした中、昨年秋の総選挙では、政権党である自由民主党が公約で「自衛隊の明記(中略)など初めての憲法改正をめざします」と述べるなど、「憲法改正」を巡る議論が活発になってきている。全政党そしておそらく国民の大多数は現在の情勢下での自衛隊の存在に異論はないと見ているものの、憲法改正を巡っては、与党の自民党・公明党をはじめ各政党内の意見の集約はまだのようである。衆参両院で3分の2以上の賛成で発議にこぎつけても、国民投票の過半数の賛成を得て憲法改正に至るまでは相当時間がかかることが予想される。

近隣諸国では、軍事力の著しい増強を続けている国もある。そうした中で、外交の重要性はいままでもないが、周辺諸国はもちろん、世界の軍事力の動向などを冷静に見極めて、何がわが国の安全保障に最適なのか、国民全体で考える必要があるのももとより、本誌を手にとる皆さんにこそ率先して考えて頂きたい。

最後の砦である自衛隊について、日々危険を顧みず任務に汗を流す隊員が安心し、堂々と任務遂行に専念できる憲法と諸法制が整備されることを期待しつつ、共に注目していきたい。